

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：口羽地区棚田振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

上田の棚田、平佐の棚田、神谷の棚田
範囲については、別添１のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（１）棚田等の保全

①耕作放棄の防止

- ・令和１１年度末まで、本協議会の構成団体が耕作している面積（上田の棚田：8.57ha、平佐の棚田：6.79ha、神谷の棚田：4.82ha）を維持し、耕作放棄地の発生抑制に取り組む。

②担い手の確保

- ・令和１１年度末までに上田の棚田、平佐の棚田で共通の保全活動に取り組む人数を５０人から８０人に増加させる。
- ・令和１１年度末までに神谷の棚田で保全活動に取り組む人数を３０人から４０人に増加させる。

③生産性・付加価値の向上

- ・令和１１年度末までに、神谷の棚田において農業生産法人等への農地集積面積を１２０aから１３０aへ増加させる。
- ・令和１１年度末までに、上田の棚田、平佐の棚田においてそれぞれ担い手への農作業委託面積率を２０％から３０％へ増加させる。

④景観の維持

- ・各棚田共通の取組として、令和１１年度末まで石積畦畔の崩落箇所０か所を維持する。

（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①農産物の供給の促進

- ・令和１１年度末までに、上田の棚田、平佐の棚田で併せて、ブランド米「上田平佐棚田米」の販売量を０.７tから０.８tに増加させる。
- ・令和１１年度末まで、神谷の棚田でブランド米「神谷の棚田米」の販売量を現在の１.０tを維持する。

②自然環境の保全・活用

- ・令和１１年度末まで、上田の棚田の鳥獣侵入防止柵を現在の１,０００mを維持す

る。

③良好な景観の形成

- ・令和11年度末までに、平佐の棚田の貯水池周辺にシバザクラを20㎡植栽する。

④伝統文化の継承

- ・上田の棚田と平佐の棚田の境にある龍尾神社（龍王堂）で開催している奉納神楽の参加者100人を確保する。

（3）棚田を核とした棚田地域の振興

①棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・令和11年度末までに上田・平佐の棚田オーナーを25組から27組に増加させる。
- ・上田・平佐の棚田オーナー行事で年4回の交流イベントを継続して開催し、年間270人の参加者を確保する。
- ・令和11年度末までに神谷の棚田オーナーを10組から12組に増加させる。

②棚田を観光資源とした地域振興

- ・令和11年度末までに上田・平佐の棚田において1軒の空き家を再生し活用する。

3 計画期間

認定の月から～令和12年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

（1）指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興計画について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

ア)耕作放棄地の防止

- ・各棚田共通としてボランティアや棚田オーナー等を募集し、地元住民との共同活動でオーナー田や管理用農地の保全管理を継続させることで、現状の耕作農地面積を維持する。
- ・耕作が困難となった農地は、農業生産法人等を集積したり、担い手へ作業受委託を行い、耕作を継続することで耕作放棄地発生を未然に防止する。

イ)担い手の確保

- ・各棚田共通の取組として、棚田オーナーを確保し、このオーナーを保全管理の担い手とする。

- ・農業生産法人等の担い手に対し、耕作に併せ棚田の保全活動への参加を促す。

ウ)生産性・付加価値の向上

- ・神谷の棚田において、農業生産法人の（合）夢ファーム口羽へ農地を集積し、生産性の向上を目指す。
- ・上田の棚田、平佐の棚田においては、地域内の担い手への農作業の受委託を促進させる。

エ) 景観の維持

- ・上田の棚田、平佐の棚田、神谷の棚田のいずれもが石積畦畔であるため、定期的に点検し、石積の崩壊を未然に防ぐ。豪雨や地震等が発生した後は集中的に点検し、崩壊箇所があれば補修することで、棚田の景観を維持する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

ア)農産物の供給の促進

- ・ブランド米「上田平佐棚田米」の生産及び販路を拡大する。
- ・酒米生産者と連携し、銘酒「池月」の製造に必要な酒米の生産量を増やし、池月の安定的に供給する。

イ)自然環境の保全・活用

- ・上田の棚田において、地域住民が協力して鳥獣侵入防止柵を設置し、鳥獣被害対策を推進する。

ウ)良好な景観の形成

- ・平佐の棚田において、地域住民の共同作業により貯水池周辺にシバザクラを植栽し、適正な維持管理を行うことで良好な景観を創造する。

エ)伝統文化の継承

- ・龍尾神社（龍王堂）で開催する奉納神楽へ地元住民で構成する地神楽に参加してもらい、伝統文化の継承を図る。神楽の継承者は棚田地域以外からも募集し、より多くの町民に地元神楽を継承してもらう。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

ア)棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・棚田オーナー制度の募集は、パンフレットの作成配布や県内棚田で運営するホームページ「しまね棚田元気ネット」を活用するとともに、現オーナーにも新たなオーナーの募集をお願いする。町広報紙や報道機関も積極的に活用する。

イ)棚田を観光資源とした地域振興

- ・神谷の棚田において、空き家を改修し、棚田オーナーや観光客の休憩施設として活用する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、口羽地区棚田振興協議会の参加者である。また棚田オーナーや島根県、水土里ネット島根は、棚田を核とした棚田地域のPRや保全支援活動を行う。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称または氏名

口羽地区棚田振興協議会は、農業者、上田平佐棚田保存会、神谷棚田保全組合、口羽地区振興協議会、口羽をてごおする会、口羽公民館、邑南町等で構成。
参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項